

令和2年5月8日	
所 属	感染症対策担当
所属長	田原 正規
電 話	06-4869-3062

新型コロナウイルスに感染した患者の確認について（23 例目）最終報

4月9日に陽性が確認された新型コロナウイルス感染患者（23 例目）について、症状が改善し、退院基準*を満たしたことから、5月1日に県内宿泊療養施設から退所されましたのでお知らせします。下線部が追加変更部分です。

患者の概要

- (1) 年 代：40 歳代
- (2) 性 別：男性
- (3) 居住地：尼崎市
- (4) 職 業：自営業
- (5) 症状、経過

3月29日 発熱、咳、咽頭痛、頭痛、嗅覚・味覚異常あり
3月30日 尼崎市内A医療機関を受診
4月 3日 再度、尼崎市内A医療機関を受診
4月 7日 症状が継続するため、尼崎市内B医療機関を受診。肺炎像あり。
尼崎市帰国者・接触者相談センターに相談あり
4月 8日 尼崎市帰国者・接触者外来を受診し、検体を採取
4月 9日 PCR検査陽性確定。容体は安定
4月10日 尼崎市内感染症指定医療機関に入院
4月14日 尼崎市内感染症指定医療機関から県内宿泊療養施設に入所
5月 1日 県内宿泊療養施設を退所

(6) 行動歴

3月29日 勤務なし
3月30日～4月3日 勤務あり
4月 4日以降 自宅で過ごす

(7) 濃厚接触者の有無

同居人なし。その他濃厚接触者は健康観察終了。

(8) その他

通勤は自家用車。海外への渡航歴なし。

※退院基準(令和2年2月18日付健感発0218第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知
一部改正 令和2年4月2日付健感発0402第1号(抜粋))

37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向であることに加え、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認された場合とする。

上記の核酸増幅法の検査の際に陽性が確認された場合は、24時間後に核酸増幅法の検査を行い、陰性が確認され、その検査の検体を採取した24時間以後に再度検体採取を行い、陰性が確認されるまで、核酸増幅法の検査を繰り返すものとする。